令和７年度青年農業者等活動支援事業の実施について（第１回募集）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和７年４月１日

福島県農業担い手課

　若い農業者で組織する団体などを対象として、農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する補助事業「令和７年度青年農業者等活動支援事業」を、以下のとおり実施します。

記

１　事業の内容

青年農業者等活動支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施します。

　　また、補助金の交付については、福島県農政推進事業補助金等交付要綱（以下「要　綱」という。）に基づき実施します。

２　手続き

県の手続きの窓口については農林事務所農業振興普及部農業振興課になります。

　また、農林事務所の所管を超える地域に及ぶ団体等（県域団体等）については、福島県農業担い手課となります。

（１）事業の募集

ア　募集期間：令和７年４月１日（火）～４月２２日（火）

イ　提出資料：以下の資料を提出願います。

　　　　　　　　　　・事業実施計画書（要領様式第１号）

・申請書（要領様式第２号）

　　　　　　　　　　・直近の総会資料

・事業費内訳書（任意様式、予算科目ごとの経費の積算が分かる

　　　　　　　　　　　もの）

　　　　　　　　　　・見積書等、事業費の算定の根拠となる資料

　　　　　　　　　　・反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

　　　　　　　　　　　（要領様式第３号）

・その他、県が必要と認める書類

（２）事業実施計画の承認

　　ア　計画承認時期：令和７年４月３０日（水）以降

　　イ　手続き　　　：２の（１）で提出のあった計画書ほかを審査の上、予算の範囲

で事業実施計画を承認します。

（３）補助金の交付決定

ア　交付決定時期：計画承認時期以降（補助金交付申請後）

イ　手続き ：２の（２）の事業実施計画の承認以降、要綱に基づき交付申請

書及び関連書類を提出します。提出のあった書類を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

（４）事業の実施

　事業実施期間：補助金の交付決定以降、承認された計画書の事業実施期間内

３　追加募集

２の（２）以降、予算の状況により追加募集を行います。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 時　期 | 内　容 |
| 令和７年４月１日（火）  　　　～４月２２日（火）  ４月３０日（水）以降  ４月３０日（水）以降  ４月３０日（水）以降 | 事業募集期間  事業実施計画の承認  補助金の交付申請  補助金の交付決定（指令）  事業実施 |

５　問い合わせ先（電話番号）

　　〇福島県農林事務所（農業振興普及部農業振興課）

県北農林事務所　　０２４－５２１－２６０４

県中農林事務所　　０２４－９３５－１３０７

県南農林事務所　　０２４８－２３－１５５５

会津農林事務所　　０２４２－２９－５３０２

南会津農林事務所 ０２４１－６２－５２５３

相双農林事務所　　０２４４－２６－１１４７

いわき農林事務所　０２４６－２４－６１６０

　　〇福島県農業担い手課　０２４－５２１－７３４０